

令和2年8月31日

厚生労働省

老健局長 土生 栄二 様

一般社団法人全国介護付きホーム協会

代表理事 遠藤 健



介護付きホームにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る要望について

介護付きホームにおきましては、厚生労働省から示された事務連絡等を踏まえ、新型コロナウイルスへの感染予防・拡大防止に注力することで、入居者や職員の感染者を一定数に留めております。これは現場の職員が、プライベートも犠牲にしながら、自らの感染リスクと闘い、感染予防に対する万全の対策をとってきた結果と言えます。

しかしながら、一部の介護付きホームでクラスターの発生事例も報告されるなど、予断は許されない状況です。今後も新型コロナウイルス感染症との闘いが続く中で、介護崩壊・医療崩壊を起こさせないためには、介護付きホームにおける新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止への万全の取組が求められます。

新型コロナウイルス感染症に関するステージも刻一刻と変化する中で、政府方針等も変化していくことが想定されますが、「高齢者対策」「集団感染防止」は引き続き重点課題になろうかと存じます。

つきましては、介護付きホームにおける現場の実情を踏まえ、格別のご配慮を賜りたく、下記のとおり要望を申し上げますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. PCR検査の実施範囲の拡充の着実な実行および支援

厚生労働省からは、令和2年8月7日付事務連絡・令和2年8月18日付事務連絡において、各自治体に対して行政通知で行政検査（公費で実施されるPCR検査）の拡大（①陽性施設の全員検査、②クラスター等発生地域内での検査）を促していますが、実態としては濃厚接触者を特定し、限られた人数での検査という従来の範囲にとどまっております。また、濃厚接触者に特定された入居者でさえ、症状がなければPCR検査を受けられず、自己負担で検査を実施した事例や、症状が出ている場合でも若年層や軽症者の場合では検査を受けさせてもらえない事例もまだ発生しています。

行政通知で伝達している事項の着実な実行と、それを実現させるための各自治体・保健所への支援を要望いたします。

2. 無症状の新型コロナウイルス感染者等の対応について

8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」の「1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し」において、「軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）で

の対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく」、「感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。」と定められました。

介護付きホームに入居する高齢者が新型コロナウイルス感染者となった場合には、現在、入院させる取扱いとなっておりますが、新型コロナウイルス感染者となった場合でも入院できない事態が実際には発生しており、大変苦慮しているところです。

具体的には、ご入居者の7名が感染した当協会のあるホームにおいて、3名が2日間、1名が3日間、2名が6日間（いずれも陽性判明日を含む）をホームで過ごす事態となっており、また入院先病院への搬送にも救急車ではなくホーム車両を使用することを条件とされるなどの対応が生じております。

たとえ無症状であっても新型コロナウイルスに感染した入居者を介護付きホームにとどめることとなった場合には、感染リスクの高い高齢者が多数入居する介護付きホームにおいて集団感染が発生する恐れがあります。

このため、介護付きホームをはじめとする高齢者住まいに入居する高齢者については、無症状者、軽症者であっても引き続き入院させる取扱いに変わりがないことを明記していただくよう、強くお願いいたします。

以上